

府中市福祉のまちづくり条例改正の
方向性と基本的考え方について

意見提言（案）

府中市福祉のまちづくり推進審議会

平成 21 年 6 月

1 はじめに

府中市では、平成8年に東京都とは別に「福祉のまちづくり条例」を制定し、市内の建築物のバリアフリー化、歩道の段差解消、公共交通施設へのエレベーターの設置等、これまで様々な取組を推進してきました。

しかし、条例の制定から10年以上が経ち、社会経済状況は大きく変化しています。今後、少子・高齢化はさらに進展することが予想され、また地域社会に目を移すと、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、これまでの地域福祉を支えてきた人と人との結びつきが弱まっていると言われてしています。

このような社会状況の変化から生じる課題には、従来の福祉施策では対応できないと考えられることも多く、新たな福祉のまちづくりの展開が求められています。

本審議会では、これまでの議論を通じ、新たな福祉のまちづくりの展開の一つとして、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの重要性を結論するに至りました。

この提言は、その議論を整理し、まとめたものです。

2 これまでの福祉のまちづくり

府中市は、平成8年に「すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現」を福祉のまちづくりの目標として、府中市福祉のまちづくり条例を制定し、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場についての整備基準を定めました。

この基準に基づき、対象となる建築物について、事業者と福祉的環境の整備の協議を行ってきました。特に、府中市では東京都よりも届出対象となる建築物の範囲を拡大するなど、多くの実績を残してきました。

これらは、高齢者や障害者に対するハード面（都市施設）の様々なバリア（障壁）を取り除く取組であったといえます。

3 本審議会でのこれまでの提言

本審議会は、福祉のまちづくりをさらに進めるため、平成19年に「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の策定について報告を行いました。その中で、次の3項目について提言しています。

- ① 福祉のまちづくり条例施行規則整備基準と併せ、このガイドラインを基本として、市民が利用する建築物や公共施設の整備の推進に取り組むこと

- ② 市民、事業者との協働及び市民意識の啓発について、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市と事業者の協力・連携はもとより、市民の参画と協働が特に求められることに配慮する必要があること。特にハード面（不特定多数の方が利用する施設の整備等）とともに、ソフト面の重要性にかんがみ「心のバリアフリー」「情報のユニバーサルデザイン」などを目途として、市民の意識啓発に努めること
- ③ ガイドラインの改善・向上（スパイラルアップ）について、このガイドラインは国、都その他の制度や諸情勢の変化への対応を柔軟に行い、必要に応じ見直しに努めること。またユニバーサルデザインとは、より使いやすいデザインを追求していく取り組みであり、常に改善を図っていくことが求められるので、このガイドラインの内容も固定的なものとしてではなく、引き続き改善・向上を図るよう努めること

4 最近の福祉のまちづくりに関する国や都の動向

国においては「障害者自立支援法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行、障害者の権利に関する条約の批准に向けた協議が行われています。

また、東京都においては、ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業の実施や、「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」が制定されるなど、福祉のまちづくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

5 福祉のまちづくりの課題

本審議会ではこれまでの議論を通じ、今後の福祉のまちづくりに求められる課題として、次のような整理を行いました。

- ① ますます進展する少子・高齢者化社会への対応が、さらに求められること
- ② 市民の参画による福祉の推進、地域での支え合いが重要であること
- ③ 安全・安心なまちづくりを進めること、特に災害時への対応の準備が重要であること
- ④ 建築物の整備を進めるだけでなく、ソフト面（教育、文化等）の取組や「心のバリアフリー」（市民ひとりひとりの理解や協力）の実現が大切であること
- ⑤ 視覚障害者誘導用ブロックや音声案内等の整備の充実が必要であること

6 福祉のまちづくり条例の改正に向けた基本的考え方

安心していきいきと暮らせるまちづくりの実現のためには、高齢者や障害者だけでなく、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づいて参加し、自己実現を図ることができる社会としていく必要があります。

そこで、現在の福祉のまちづくり条例は、次に示すとおり、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした条例へと改正することが求められます。

- (1) 特定の人への取組から一歩進んで、すべての人にとって使いやすい環境となるよう、年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめから多くの人利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って環境をデザインする、「ユニバーサルデザイン」を基本理念とすることを明確に位置づけることが必要です。

今後の福祉のまちづくり条例の対象者については、高齢者や障害者、子ども、外国人、妊娠中の人や怪我をした人等も含め、能力の違い、年齢や置かれた状況に関わらず、幅広く捉えて定義する必要があります。

- (2) 現在の福祉のまちづくり条例では、市、市民、事業者の責務を明らかにし、協力しながら進めることを規定しています。

今後、ユニバーサルデザインの理念を基本とし、取組範囲が拡大することから、国、東京都、市民、事業者との連携、協働がより一層重要となります。

- (3) 今後の福祉のまちづくり条例では、ユニバーサルデザインを基本理念とすることにより、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって利用しやすい施設整備が求められることから、これまでの整備基準の適合努力義務から一歩進めた実効性のある取組をしていくことが求められます。

- (4) 今後は施設整備のハード面だけでなく、情報や教育等のソフト面の取組も重要となってきます。

情報面については、すべての人があらゆる場面で、必要な情報を多様に入手でき、かつ発信できるようなまちづくりを推進することが求められます。

教育面については、福祉のまちづくり条例の理念をすべての人に理解してもらうため、ホームページやパンフレット等による広報活動を継続的に行っていくことが重要です。

- (5) 現在の福祉のまちづくり条例では、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画の策定について規定しています。

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを具体的に推進していくためには、推進計画に基づき、計画的に実施していくことが重要です。

7 おわりに

今回の提言では、ユニバーサルデザインの考え方を明確に位置づけ、高齢者や障害者だけでなく、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、また訪れることができるまちづくりを推進することの重要性を示しています。

府中市は、首都であり国際都市である東京を構成する都市として、都市機能の実現を図りながらも、緑ゆたかな住みよいまちを実現してきました。

今後も、この提言を受け止め、すべての人が安心していきいきと暮らせるまちづくりの実現に取り組まれることを期待します。

平成21年 月 日

府中市長 野口忠直 様

府中市福祉のまちづくり推進審議会

会 長	和田 光一
副会長	鷹野 吉章
委 員	石塚 幸夫
委 員	上野 広美
委 員	太田 陽子
委 員	岡田 <small>テイ</small> 子
委 員	加藤 良三
委 員	小嶋 澄子
委 員	篠原 昇
委 員	下條 輝雄
委 員	十蔵寺 新
委 員	野沢 邦江
委 員	宮島 義和
委 員	見 <small>ル</small> 野一太
委 員	山崎 隆

